
第1章

都市計画マスタープランの概要

-
- 1-1 計画改定背景と目的
 - 1-2 都市計画マスタープランの位置付け
 - 1-3 都市計画マスタープランの役割
 - 1-4 計画の目標年次
 - 1-5 都市計画マスタープランの構成
-

第1章 | 都市計画マスタープランの概要

本章では、都市計画マスタープランの策定の背景や目的、計画期間、構成等について整理します。

1-1 計画改定の背景と目的

本市では、2009年（平成21年）6月に都市計画マスタープランを策定し、「環境想造都市 柏」を都市づくりの理念として、まちづくりに関する様々な取組を進めてきました。

その後、全国的に本格的な人口減少社会の到来や少子高齢化のさらなる進展など、都市を取り巻く社会経済情勢は大きく変化し、それらに対応するため、2014年（平成26年）8月施行の改正都市再生特別措置法において新たに立地適正化計画制度が創設され、コンパクト・プラス・ネットワーク*型の都市づくりが求められました。

本市においても、2018年度（平成30年度）に「柏市立地適正化計画*」を策定し、また、将来にわたり、安定的かつ持続可能なまちづくりを推進していくために、柏市都市計画マスタープランについても、これらの状況の変化に即して、より実効性のある内容とするため、2018年度（平成30年度）に改定いたしました。

柏市都市計画マスタープランは、本計画の上位にあたる柏市第五次総合計画*に定める「未来へつづく先進住環境都市、柏」を将来都市像とし、「持続可能なまち」、「活力あるまち」、「安心、快適なまち」を目標としている中で、近年の新型コロナウイルス感染症を契機とした新たな生活様式の広がりや、人口減少社会における都市間競争の激化といった社会情勢の変化に対応したまちづくりをより推進するため、この度、一部改定を行うことといたしました。

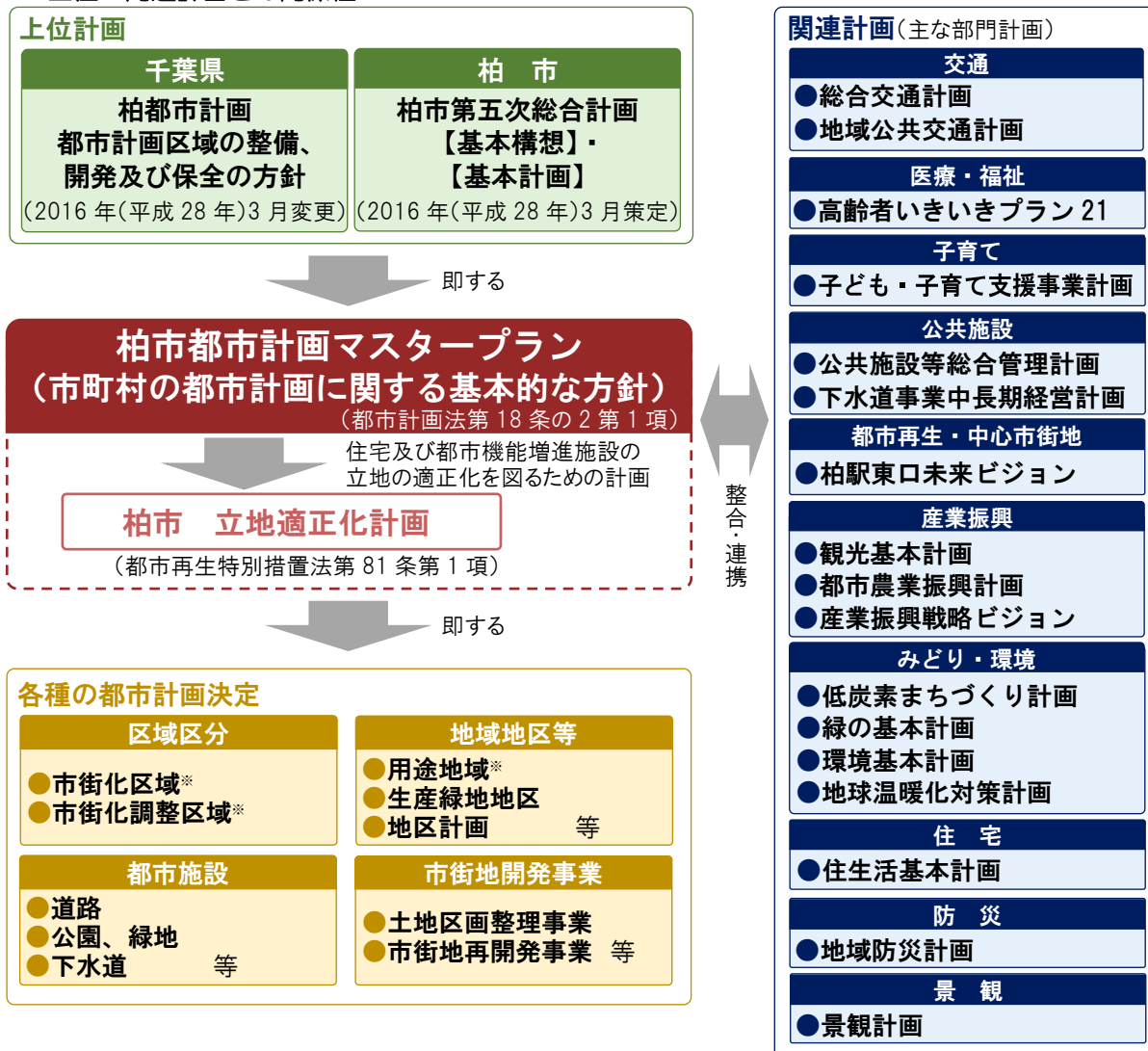
1-2 都市計画マスタープランの位置付け

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2第1項に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、市町村ごとに定める計画です。

本計画は、「柏都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針*」（千葉県策定）や、「柏市第五次総合計画」といった上位計画に即するとともに、本市における各種関連計画と整合・連携を図りながら策定しています。

なお、「柏市立地適正化計画」は、本計画の一部とみなされ、住宅及び都市機能増進施設*の立地の適正化を図るための実行計画として位置付けられます。

■ 上位・関連計画との関係性



※部門計画とは市が策定した計画・構想

1-3 都市計画マスタープランの役割

都市計画マスタープランは、以下の役割を担います。

- ①都市の将来像の提示
- ②本市が定める都市計画の方針の明示
- ③都市全体としての都市づくりの総合性・一体性の確保
- ④住民の理解・具体の都市計画の合意形成の円滑化

1-4 計画の目標年次

目標年次：2037年度（令和19年度）

本計画は、概ね20年後の都市の姿を展望することとします。そのため目標年次は、2018年度（平成30年度）を基準年次として、計画策定から20年後の2037年度（令和19年度）とします。

なお、本計画期間は、同時期に策定した「柏市立地適正化計画」の計画期間と同一であり、双方が連携する中で、本計画で定める「将来都市像」の実現を目指すものとします。

| 年度 | 平成 | | | 令和 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------|---------|----|----|-------------|---|---|---|---|---|---|---|---|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|--|--|
| | 28 | 29 | 30 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | | |
| 都市計画 マスタープラン | | | | 適宜見直しを行います。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 立地適正化計画 | | | | → | | | → | | | → | | | → | | | → | | | → | | | → | | |
| 総合計画 | 第五次総合計画 | | | 第六次総合計画 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

1-5 都市計画マスタープランの構成

都市計画マスタープランは、主に「全体構想」と「地域別構想」の2つで構成されています。それぞれに記載するまちづくりに関する方針は以下のとおりとなっています。

| | |
|-------|--|
| 全体構想 | <ul style="list-style-type: none"> ○都市の骨格（拠点・軸）の形成に係ることなどの主要な方針 ○全市的に展開される方針 |
| 地域別構想 | <ul style="list-style-type: none"> ○全体構想や地域の特性に基づき、それぞれの地域において展開される方針 |

なお、地域別構想については、市域を7区分した地域（中圏域）ごとに定めています。

(p.8 参照)